

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和2年第5回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了 出席確認 本日は、委員総数14名中14名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。 それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番 小川委員、2番 藤本委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号28番 土地の所在は、国東町浜崎字■■■■番■■、地目が畑、面積は387㎡。渡人は、大分市の■■■■さん、受人は、国東町浜崎の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、市外在住により管理ができなくなったため。受人は、長年管理・耕作していた当該農地を譲り受けるとなっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号29番 土地の所在は、国見町伊美字■■■■番■■、地目が畑、面積は3,891㎡です。渡人は、国見町伊美の■■■■さん、受人は、国見町野田の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により農地の管理が出来なくなったため、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号30番 土地の所在は、国東町中田字■■■■番■■、地目が田、面積は1,189㎡です。外に田が7筆の合計8筆で5,664㎡となります。渡人は、福岡県福岡市の■■■■さん、受人は国東町川原の■■■■さんです。申請事由は、</p>

<p>議 長</p>	<p>次に申請番号31番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号31番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請番号2番 土地の所在は、安岐町大添字[REDACTED]番[REDACTED]、地目が田、面積は143㎡。渡人は、安岐町大添の[REDACTED]さん、受人は、安岐町吉松の[REDACTED]さんです。申請事由は、隣接するアパートの駐車場が狭いため、駐車場を増設したいためとなっています。農振地区も除外されています。売買による所有権移転です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第25号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号2番について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第25号 申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号2番については、全会一致で承認されました。</p> <p>では次に議案第26号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第26号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定は、総数が196筆で223,003.15㎡、内訳としては、田が187筆、畑が9筆です。</p>

事務局	<p>新規設定は、110筆で114,302㎡、更新設定は、86筆で108,708.15㎡です。詳細につきましては、資料の5ページから13ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第26号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第26号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第26号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第27号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が73筆の77,281㎡で、内訳としては田が63筆、73,878㎡、畑が5筆、3,403㎡となっています。詳細につきましては、資料の15ページから18ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第27号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑が無いようなので、議案第27号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第27号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第28号 農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第28号 農地利用状況調査による非農地の決定について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>令和元年度農地利用状況調査を行った土地について、非農地と判断された土地が2,079筆ありました。この中から、利用権設定された農地や中山間の交付金の対象となっている農地など非農地認定できない農地を差し引いて、非農地として残ったものが1,160筆、面積は592,712㎡でした。この1,160筆の所有者に4月24日付けで事前通知を行いました。この事前通知で非農地希望しない農地や、事務局の判断が誤っていたもの等を除いて1,059筆の529,859㎡を農地法第2条第1号に規定する「農地」として該当しないものにしてよいか審議を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第28号 農地利用状況調査による非農地の決定について 事務局より説明がありましたがご質疑はありませんか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>武蔵町の数があまりにも少ないように思えるが。</p>
<p>事務局</p>	<p>これについては、あくまで利用状況調査の結果によるものです。</p>
<p>上原委員</p>	<p>農地にヒノキ等植林した圃場がみられたが。</p>
<p>事務局</p>	<p>植林は、基本的には転用になるので、転用許可申請が必要となります。ただ、植林により森林化したものについては、県からの通知で20年以上たっておれば非農地認定できるとなっています。ただ、年数はわからないので実際現地をみて判断することになります。</p>
<p>議 長</p>	<p>だいたい、20年以上も委員が見ていないことが問題。そういうことがないように活動していかなければいけない。</p>

岐部委員	No.70がちょっとおかしいのではないか。
事務局	所有者が■■■■■の分ですね。これは、たぶんですが公衆用道路のために買収した農地の残地だと思います。
議長	<p>よろしいでしょうか。では、議案第28号 農地利用状況調査による非農地の決定について 承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第28号 農地利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。次に報告事項をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告事項を申しあげます。まず資料の申請番号を2、3、4と訂正をお願いします。まず申請番号2番、所在は国東町東堅来字■■■■番■■■■ 地目は畑で、面積は1,000㎡です。申請人は、国東町田深にお住いの■■■■■さんです。施設は農作業のための駐車場、面積は180㎡です。申請事由は自宅が田深にあり、車でなければ農地に通えないため砂利を敷き駐車場を設置した。なお、隣接する進入路については、農地法第5条の所有権移転済みです。</p> <p>次に申請番号3番、所在は武蔵町池ノ内字■■■■番 地目は田で、面積は988㎡です。申請人は、武蔵町池ノ内にお住いの■■■■■の■■■■■さんです。施設は農業用倉庫、面積は102㎡です。申請事由は、小ねぎ栽培に必要な、農業用機械や肥料等を入れるための倉庫を設置した。</p> <p>次に申請番号4番、所在は武蔵町池ノ内字■■■■番 地目は田で、面積は609㎡です。申請人は、国東町大恩寺にお住いの■■■■■さんです。施設は農業用倉庫、面積は120㎡です。申請事由は、小ねぎ栽培に必要な、農業用機械や肥料等を入れるための倉庫を設置した。以上です。</p>
議長	<p>報告事項 農地変更届について 事務局より説明がありましたがご質疑はありませんか。</p> <p>申請番号2番は、田深から東堅来に通っているのか。歳が■■■■■を超えているが。</p>

事務局	奥様と二人暮らしで、一緒に東堅来にいらしています。そういったことで駐車場が必要ということで申請されています。
議長	そんなに無理をしなくてもいいのになあと思ったので。
佐藤委員	報告事項ではなくて転用許可ではないのか。
事務局	200㎡未満ですので、報告事項になります。
議長	ほかによろしいでしょうか。
	ないようですので、議案・報告事項については、以上であります。では協議事項があれば、お願いします。
事務局	ありません。
議長	その他については
事務局	次回の農業委員会総会は6月25日(木)14時からこの会場で行います。出席方についてよろしくお願いします。
副議長	それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。
	議長
	議事録署名委員
	議事録署名委員